（別紙）

|  |
| --- |
| 　補助の対象とならない事業　(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に　　軽減する事業　(2) 従来の事業をそのまま継続する事業　(3) 国の負担金又は補助金制度が設けられている事業　(4) 他の団体等の補助対象となった事業　(5) 施設整備を目的とする事業（土地や建物の買収、土地の整地　　宿舎の設置等を含む。）　(6) 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を　　目的とする事業　(7) 政治的宣伝意図を有する事業　(8) 営利を目的とする事業　(9) 学術的な調査研究事業　(10) 公序良俗に反するおそれがある等により、知事が不適切と認　 める事業 |